

平成21年度

行政監査報告書

石川県監査委員

目 次

	頁
第 1 監査の趣旨	1
第 2 監査の対象と選定理由	1
1 監査対象	1
2 選定理由	1
第 3 監査の実施概要	1
1 監査の実施時期	1
2 監査の実施方法	1
3 監査の内容及び着眼点	1
4 監査の対象とした機関及び職員公舎等	2
第 4 職員公舎等の状況	5
1 職員公舎等の利用の状況について	5
2 入退去手続等について	12
3 建物及び土地管理について	12
4 貸与料の算定及び徴収について	13
5 存続・廃止計画について	14
第 5 監査の結果及び意見	17
1 職員公舎等の利用の状況について	18
2 入退去手続等について	19
3 建物及び土地管理について	21
4 貸与料の算定及び徴収について	25
5 存続・廃止計画について	26
第 6 まとめ	28
〔参考資料〕	
付表 1 職員公舎等一覧	30
付表 2 貸与料の算定	33
付表 3 部局別・構造別の利用状況	34
付表 4 部局別・建築年代別の利用状況（借上公舎を除く。）	34
付表 5 専有（住居）面積別・建築年代別戸数（借上公舎を除く。）	35
付表 6 借上公舎使用料の状況	35
付表 7 借上公舎と住居手当の比較	35
付表 8 県所有公舎の県実質負担額	35
付表 9 県所有公舎入居と民間賃貸住宅入居による県実質負担額比較	35

第1 監査の趣旨

県が、法令の定めるところにより適正に事務を執行し、かつ、組織及び運営の合理化に努めているか、また、県の事務事業の執行が、行政目的を達成しているかどうかについて、地方自治法第199条第2項の規定に基づき、監査を実施した。

第2 監査の対象と選定理由

1 監査対象

職員公舎等の管理について

2 選定理由

県財政が逼迫する中で、保有資産は積極的に有効活用を図っていく必要があるが、一方、役割を終えたものなど今後活用が見込まれないものについては、適宜適切に処理・処分を図ることが求められている。

このため、本県の職員公舎、職員住宅（以下「職員公舎等」という。）について、その設置目的に沿って有効かつ効率的に利用されているか、建物、敷地等の維持管理は適切に行われているか、廃止されたものが適切に処理・処分されているか等を検証する。

併せて、「行財政改革大綱2007」において、平成20年度までに、76戸の老朽公舎等の廃止目標が示されているが、その進捗状況等についても検証する。

第3 監査の実施概要

1 監査の実施時期

平成21年5月から平成22年3月まで

2 監査の実施方法

監査資料及び事務局職員による現地調査報告に基づいて監査を実施した。

3 監査の内容及び着眼点

監査の内容は、以下のとおりとした。

(1) 職員公舎等の利用の状況

- ① 利用状況等
- ② 利用されない理由

- (2) 入退去の手續等
- (3) 建物及び土地管理の実態
 - ① 管理状況（点検・修繕状況）
 - ② 空家・空室（廃止済を含む。）の管理状況
- (4) 貸与料の算定及び徴収状況
 - ① 貸与料の額及び算定方法
 - ② 徴収状況
- (5) 存続・廃止計画
 - ① 存続・廃止理由
 - ② 廃止計画（跡地利用・処分等）及びその進捗状況

また、上記の内容に基づき、着眼点を次のとおりとした。

- (1) 設置目的に沿って有効に活用されているか（活用されていない場合にはその理由を含む。）
- (2) 管理規則等に基づき適切に管理されているか
- (3) 建物や土地の管理は適正に行われているか
- (4) 貸与料の算定及び徴収は適正に行われているか
- (5) 設置の必要性は低下していないか（廃止されたものについては廃止跡地の処分状況等を含む。）

4 監査の対象とした機関及び職員公舎等

監査対象の職員公舎等の実態を把握するため、すべての機関に対し、予備調査を実施した。

予備調査時点で、職員公舎等として設置されていた、46機関の194棟、1,167戸のすべてを監査対象とした。（表1）

さらに、この中から、次に該当する23機関の115棟、626戸を選定し、現地調査等の詳細調査を行い、監査した。

- ① 各部局の代表的な職員公舎等を管理する機関
- ② 利用率が低い職員公舎等を管理する機関
- ③ 建築後長期間が経過し、又は老朽化した職員公舎等を管理する機関

また、廃止された職員公舎等の建物や土地の処分状況については、平成16年度以降に廃止された、24機関の46棟、116戸のすべてを監査対象とした。（表1）

さらに、この中から、平成19年度以降に廃止された19機関の38棟、108戸すべてについて、詳細調査を行い、監査を実施した。

なお、詳細調査対象の機関及び職員公舎等の名称は、表2のとおりである。

表1 監査対象職員公舎等の数（平成21年5月1日現在） 単位：機関、棟、戸

		設置分監査対象 (設置総数)			左のうち 詳細調査対象		
		管理機関数	棟数	設置戸数	機関数	棟数	対象戸数
知事 部 局	総務部	7 [3]	65	426	6 [3]	64	403
	健康福祉部	3	5	41	2	3	28
	商工労働部	2 [1]	7 (2)	7 (2)	0	0	0
	農林水産部	2	6	13	1	1	8
	土木部	2 [1]	4	8	2 [1]	4	8
	小計	16 [5]	87 (2)	495 (2)	11 [4]	72	447
企業局		0	0	0	0	0	0
教育委員会		17 [5]	31	31	8 [2]	19	19
警察本部		13 [5]	76	641	4 [2]	24	160
計		46 [15]	194 (2)	1,167 (2)	23 [8]	115	626

		廃止分監査対象 (H16年度以降廃止総数)			左のうち 詳細調査対象		
		機関数	棟数	廃止戸数	機関数	棟数	対象戸数
知事 部 局	総務部	3 [3]	4	61	3 [3]	4	61
	健康福祉部	1	1	1	1	1	1
	商工労働部	2 [1]	4 (2)	4 (2)	1	3 (2)	3 (2)
	農林水産部	2	3	3	2	2	2
	土木部	2 [1]	3	10	1 [1]	2	9
	小計	10 [5]	15 (2)	79 (2)	8 [4]	12 (2)	76 (2)
企業局		1	2	8	1	2	8
教育委員会		8 [5]	20	20	8 [2]	20	20
警察本部		5 [5]	9	9	2 [2]	4	4
計		24 [15]	46 (2)	116 (2)	19 [8]	38 (2)	108 (2)

		監査対象総数			左のうち 詳細調査対象		
		機関数	棟数	設置戸数	機関数	棟数	対象戸数
知事 部 局	総務部	7 [3]	69	487	6 [3]	68	464
	健康福祉部	4	6	42	3	4	29
	商工労働部	3 [1]	9 (2)	9 (2)	1	3 (2)	3 (2)
	農林水産部	4	9	16	3	3	10
	土木部	3 [1]	7	18	2 [1]	6	17
	小計	21 [5]	100 (2)	572 (2)	15 [4]	84 (2)	523 (2)
企業局		1	2	8	1	2	8
教育委員会		20 [5]	51	51	14 [2]	39	39
警察本部		13 [5]	85	650	4 [2]	28	164
計		55 [15]	238 (2)	1,281 (2)	34 [8]	153 (2)	734 (2)

()は予備調査以後に廃止されたもので内数。

[]は設置分と廃止分での重複機関数で内数。

表2 監査実施対象機関及び職員公舎等（詳細調査実施分）

整理 番号	部 局 名	監査実施対象機関名	監査対象職員公舎等名	
			設置	廃止済
1	総 務 部	看護大学	学長1、大学公舎1	
2	〃	県立大学	学長1、本多町2、中林5、 粟田8、東野6、借上12	
3	〃	人事課	米泉3、米泉独1、七尾2、 穴水1、輪島1、珠洲2	米泉1 米泉独1
4	〃	管財課	寺町6、泉野2、本多町2、 花里1、城南1、尾山1	泉野1
5	〃	中能登総合事務所	七尾A1、七尾B1	能登中部1
6	〃	奥能登総合事務所	輪島2、能登北部1	
7	健康福祉部	中央病院	医師1	
8	〃	高松病院	医師1、看護師1	
9	農林水産部	水産課	能登島1	
10	土 木 部	中能登土木総合事務所	所長1	
11	〃	奥能登土木総合事務所	所長1、珠洲土木1、職員1	八ヶ川2
12	教育委員会	庶務課	職員1	職員1
13	〃	羽咋高等学校	教職員1	
14	〃	羽咋工業高等学校	教職員4	
15	〃	高浜高等学校	教職員1	
16	〃	七尾東雲高等学校	教職員5	
17	〃	穴水高等学校	教職員3	
18	〃	輪島高等学校	教職員3	教職員1
19	〃	羽松高等学校	教職員1	
20	警 察 本 部	会計課	警察学校1、警務部長1、 岸川町1、若竹1、錦荘4、	警備1、刑事1、 金沢西1
21	〃	鶴来警察署	署長1、次長1、職員1、 共同宿舎1	
22	〃	羽咋警察署	署長1、次長1、職員1、 共同宿舎1、はくゆう荘1 富来1、高浜1	職員1
23	〃	輪島警察署	署長1、職員2、共同宿舎2	
小計	6 部局	23 機関 [うち廃止8機関]	115棟	12棟
24	健康福祉部	南加賀保健福祉センター		南加賀1
25	商工労働部	能登産業技術専門校		校長1、職員2
26	農林水産部	水産総合センター		場長1
27	〃	奥能登農林総合事務所		珠洲農林1
28	企 業 局	管理課		本多町2
29	教育委員会	中島高等学校		教職員1
30	〃	門前高等学校		教職員4
31	〃	能都北辰高等学校		教職員2、小木3
32	〃	能登青翔高等学校		教職員4
33	〃	珠洲実業高等学校		教職員3
34	〃	飯田高等学校		教職員1
小計	5 部局	11 機関 [すべて廃止]		26棟
合計	8 部局	34 機関 [うち廃止19機関]	115棟	38棟

監査対象職員公舎等名欄の数は設置棟数、廃止済棟数。[]は廃止済職員公舎等を所管する機関数

第4 職員公舎等の状況

1 職員公舎等の利用の状況について

(1) 職員公舎等の目的等

監査の対象としたのは、職員公舎及び職員住宅であり、このうち、職員公舎とは、事務事業の円滑な運営を目的として職務上の必要性から勤務公署の近くに住居を置き緊急時その他の必要なときに短時間で登庁し、勤務に就くことが必要な職員等に居住用の家屋を提供するものをいい、職員住宅とは、職員の福利厚生を目的として勤務公署の近隣に住宅を設置することにより、職員に職務に専念しやすい環境づくりを図り、公務能率の向上を図るためのものをいう。

職員公舎等に関して、平成19年度に策定された「石川県行財政改革大綱2007」では、下記のとおり目標を掲げている。

石川県行財政改革大綱2007（抜粋）

4 事務処理の工夫や資産の適正管理による業務の効率化

(4) 施設・資産の有効活用と適正管理

オ 職員住宅・公舎の効率的な管理運営

職員住宅と職員公舎の区分の廃止（H19年度）

知事部局、教育委員会、警察本部がそれぞれ所管している公舎等の相互利用を促進

通勤可能な県内4地区毎の一元管理への転換（H19年度）

老朽公舎等の廃止、新築・建て替えの原則凍結（H19年度以降）

県は、上記大綱に基づいて、職員住宅・公舎のあり方に関して、

- ・ 職員住宅と職員公舎の運用面における区分を廃して、双方ともに人事異動により住居を必要とする者を優先していくこと
- ・ 知事部局、教育委員会、警察本部間での相互利用を促進すること
- ・ 通勤可能なエリアごとの管理主体を定めて、各エリアごとの一元管理を行うこと（珠洲市・旧内浦町、輪島市・旧鳳至郡：奥能登総合事務所、中能登地区：中能登総合事務所、金沢地区：管財課）
- ・ 老朽化の著しい公舎の廃止を進めること
- ・ 必要な修繕を計画的に進めること

などの方針により、管理し又は廃止を進めることとしている。

(2) 設置数及び廃止数

平成21年5月時点で設置されている職員公舎等の数は、県全体で194棟、1,167戸となっている。

また、平成16年度以降、平成21年12月末までに廃止された職員公舎等の数は、

46棟、116戸となっている。

なお、廃止戸数の年度別内訳は、平成16年度に廃止されたもの3棟、3戸、17年度に廃止されたもの3棟、3戸、18年度に廃止されたもの2棟、2戸、19年度に廃止されたもの20棟、66戸、20年度に廃止されたもの15棟、39戸、21年度の12月末までに廃止されたもの3棟、3戸となっている。

(3) 設置状況及び利用状況

ア 部局別設置状況、利用状況

設置数の部局別内訳は、棟数では、知事部局87棟（構成比44.8%）、警察本部76棟（同39.2%）、教育委員会31棟（同16.0%）の順、設置戸数では、警察本部641戸（同54.9%）、知事部局495戸（同42.4%）、教育委員会31戸（同2.7%）の順となっている。

利用状況をみると、全体の利用率は72.2%であるのに対し、教育委員会では、45.2%とかなり低い。警察職員は管轄区域内に居住することが原則義務付けられているが、警察本部でも73.0%にとどまっている。（表3）

表3 職員公舎等の設置及び利用状況 単位：棟、戸、%

		設置棟数	構成比	設置戸数	構成比	利用戸数	利用率
知事部局	職員住宅	10	5.2	210	18.0	161	76.7
	公舎	77	39.7	285	24.4	200	70.2
	小計	87	44.8	495	42.4	361	72.9
教育委員会		31	16.0	31	2.7	14	45.2
警察本部		76	39.2	641	54.9	468	73.0
計		194	100.0	1,167	100.0	843	72.2

イ 地区別設置状況、利用状況

地区別にみると、設置戸数では石川中央地区が600戸と全体の51.4%を占めており、能登北部地区が244戸（構成比20.9%）、能登中部地区が155戸（同13.3%）、南加賀地区が140戸（同12.0%）と続いている。

利用率では、県外は100%となっており、県内では能登地区（能登中部及び能登北部）が、加賀地区（南加賀及び石川中央）に比べてやや高いが、いずれも70%台にとどまっている。（表4）

表4 地区別設置及び利用状況

単位：棟、戸、%

	設置棟数	構成比	設置戸数	構成比	利用戸数	利用率
南加賀	15	7.7	140	12.0	98	70.0
石川中央	85	43.8	600	51.4	421	70.2
能登中部	40	20.6	155	13.3	115	74.2
能登北部	48	24.7	244	20.9	181	74.2
県外	6	3.1	28	2.4	28	100.0
計	194	100.0	1,167	100.0	843	72.2

南加賀：加賀市、小松市、能美市、能美郡
 石川中央：白山市、石川郡、金沢市、かほく市、河北郡
 能登中部：羽咋市、羽咋郡、七尾市、鹿島郡
 能登北部：輪島市、珠洲市、鳳珠郡

図1 地区別設置戸数

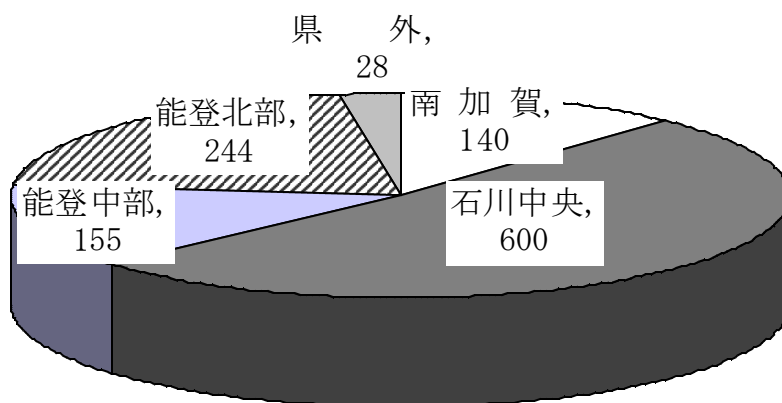
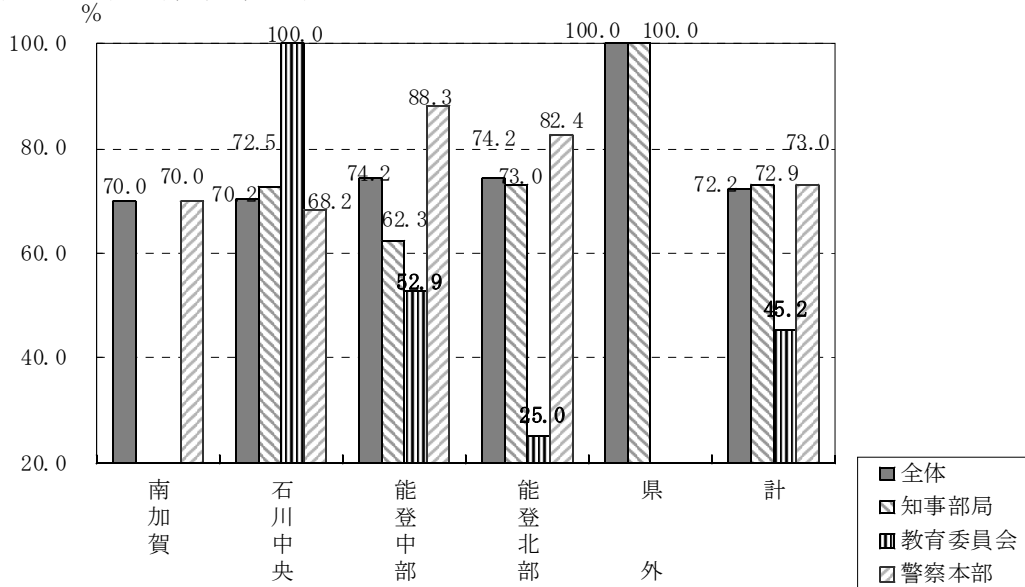


図2 地区別部局別利用率



ウ 形態・構造別設置状況、利用状況

所有形態別にみると、県所有の職員公舎等は、176棟、1,147戸であり、民間のマンション、アパートを借り上げて公舎としている借上公舎は、18棟、20戸（県立大学12戸、中央病院3戸、大阪事務所5戸）となっている。

上記県所有の職員公舎等のうち、戸建ては95棟、95戸、共同住宅は81棟、1,052戸となっている。民間借り上げについては、すべて共同住宅を借り上げている。

また、県所有の建物を構造別にみると、戸建てはすべてが木造であり、共同住宅は、木造が2棟、14戸で、鉄筋コンクリート等の非木造が79棟、1,038戸となっている。

利用率については、県所有は71.8%となっているが、中でも戸建ては、61.1%と低い。なお、借上公舎は、入居状況により必要数のみを借り上げることにしているため、100%となっている。(表5)

表5 形態・構造別設置及び利用状況 単位：棟、戸、%

		構造	設置棟数	構成比	設置戸数	構成比	利用戸数	利用率
県 所 有	戸建て	木造	95	49.0	95	8.1	58	61.1
	共同住宅	木造	2	1.0	14	1.2	11	78.6
		非木造	79	40.7	1,038	88.9	754	72.6
		小計	81	41.8	1,052	90.1	765	72.7
	小計		176	90.7	1,147	98.3	823	71.8
借上	非木造	18	9.3	20	1.7	20	100.0	
計		194	100.0	1,167	100.0	843	72.2	

エ 建築年代別設置状況、利用状況

建物が建築された年代の10年ごとの区分では、昭和41から50年度建築のものが最も多く、76棟、363戸あり、平成7年度までに建築されたものがほとんど(88.1%)である。

なお、新築・建て替えについては、原則凍結されており、平成14年度以降新築・建て替えは行われていない。

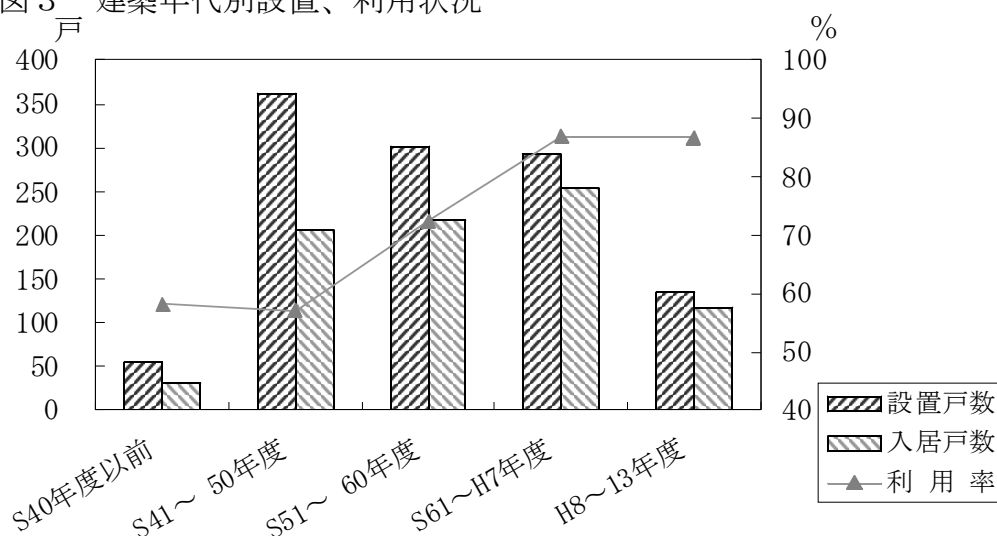
利用率は、建築年次が新しくなるほど高くなる傾向が見られ、経年による老朽化が空家・空室発生の一因と考えられる。(表6、図3)

表6 建築年代別設置及び利用状況 単位：棟、戸、%

	設置棟数	構成比	設置戸数	構成比	利用戸数	利用率
S40年度以前	10	5.7	55	4.8	32	58.2
S41～50年度	76	43.2	363	31.6	203	55.9
S51～60年度	45	25.6	301	26.2	216	71.8
S61～H7年度	30	17.0	292	25.5	254	87.0
H8～13年度	15	8.5	136	11.9	118	86.8
計	176	100.0	1,147	100.0	823	71.8

借上公舎を除く。

図3 建築年代別設置、利用状況



オ 専有（居住）面積別設置状況、利用状況

専有（居住）面積別にみると、40平方メートル台が321戸（構成比27.5%）で最も多く、次いで70平方メートル台が255戸（同21.9%）となっている。また、戸建てと共同住宅に分けて面積構成をみると、戸建ては、60平方メートル台が34戸（構成比35.8%）と全体の3分の1以上を占め、共同住宅は、40平方メートル台317戸（同29.6%）、70平方メートル台251戸（同23.4%）の順となっている。（表7）

表7 専有（居住）面積別戸数

単位：戸、%

		40m ² 未満	40～50	50～60	60～70	70～80	80～100	100m ² 以上	計
知事部局		165	124	27	62	66	41	10	495
教育委員会		0	0	19	12	0	0	0	31
警察本部		68	197	101	71	189	5	10	641
計		233	321	147	145	255	46	20	1,167
構成比		20.0	27.5	12.6	12.4	21.9	3.9	1.7	100.0
再掲	戸建て	0	4	20	34	4	14	19	95
	構成比	0.0	4.2	21.1	35.8	4.2	14.7	20.0	100.0
	共同住宅	233	317	127	111	251	32	1	1,072
	構成比	21.7	29.6	11.8	10.4	23.4	3.0	0.1	100.0

専有（居住）面積別に利用率をみると、100平方メートル以上が85.0%と最も高く、次いで80平方メートル以上100平方メートル未満が82.6%となっており、面積が広がるほど高くなる傾向が現れている。また、利用率が低い50平方メートル台では、建築年代の古いものが多くなっている。（表8）

表8 専有（居住）面積別利用率

単位：％

	40㎡未満	40～50	50～60	60～70	70～80	80～100	100㎡以上	計
知事部局	74.5	66.1	85.2	67.7	72.7	85.4	80.0	72.9
教育委員会	-	-	52.6	33.3	-	-	-	45.2
警察本部	55.9	60.9	80.2	90.1	81.0	60.0	90.0	73.0
計	69.1	62.9	77.6	75.9	78.8	82.6	85.0	72.2
戸建て	-	0.0	55.0	52.9	75.0	71.4	84.2	61.1
共同住宅	69.1	63.7	81.1	82.9	78.9	87.5	100.0	73.2

カ 廃止予定の職員公舎等を除いた利用状況

今後も継続して活用を予定している職員公舎等に絞って、現在の利用状況をみた場合でも、利用率は廃止予定を含めた全体の利用率（表3）と比べて4.4ポイント上回る76.6%にとどまっている。（表9）

表9 職員公舎等の利用状況（廃止予定を除く。） 単位：棟、戸、％

	設置棟数	構成比	設置戸数	構成比	利用戸数	利用率
知事部局	51	36.4	421	40.2	322	76.5
教育委員会	19	13.6	19	1.8	11	57.9
警察本部	70	50.0	606	57.9	468	77.2
計	140	100.0	1,046	100.0	801	76.6

表10 形態・構造別利用状況（廃止予定を除く。）

単位：棟、戸、％

		構造	設置棟数	構成比	設置戸数	構成比	利用戸数	利用率
県 所 有	戸建て	木造	47	33.6	47	4.5	36	76.6
	共同住宅	木造	1	0.7	9	0.9	6	66.7
		非木造	74	52.9	970	92.7	739	76.2
	小計		75	53.6	979	93.6	745	76.1
借上		非木造	18	12.9	20	1.9	20	100.0
計			140	100.0	1,046	100.0	801	76.6

(4) 利用されない理由

職員公舎等のうち利用されていない空家・空室がある34機関の94棟について、利用されない理由を調査したところ、道路交通網の整備が進んだこと等により通勤可能範囲が拡大したほか、建物の老朽化や設備内容の不十分さといった利便性に関することを挙げるものが多かった。特に、戸建てでは、建物の老朽化、設備内容の不十分さを挙げるものが多かった。（表11）

表 1 1 利用されない理由（重複回答あり）

単位：棟、機関、戸

利用されない理由	回答数 (棟数)	摘 要	
		機関数	空戸数
道路交通網の整備等による通勤可能範囲の拡大	67	25	243
建物の老朽化	18	10	35
設備の老朽化、設備内容が不便・不十分	17	8	44
近隣に民間アパート等が存在	12	4	47
職員の減少	10	3	27
その他	2	2	2
小 計	126	52	398
廃止予定のため入居停止	19	7	61
計	145 (94)	59 (34)	459 (322)

職員公舎等ごとに理由を調査。回答数(棟数)は空家・空室がある棟ごとの集計で棟数。摘要欄は理由ごとの機関別集計及び回答ごとの空家・空室戸数集計。()は実棟数、実回答機関数、空家・空室の実戸数。「設備内容が不便・不十分」は、便所が水洗でない、浴槽が小さいなど。機関数は共同住宅と戸建て両方に該当する機関があるため表 1 1 - 1 及び表 1 1 - 2 の数の和と一致しない。

表 1 1 - 1 利用されない理由（共同住宅）

単位：棟、機関、戸

利用されない理由	回答数 (棟数)	摘 要	
		機関数	空戸数
道路交通網の整備等による通勤可能範囲の拡大	64	19	232
建物の老朽化	6	1	23
設備の老朽化、設備内容が不便・不十分	8	3	35
近隣に民間アパート等が存在	10	3	45
職員の減少	10	3	27
その他	1	1	1
小 計	91	30	363
廃止予定のため入居停止	4	4	46
計	95 (57)	34 (20)	409 (285)

表 1 1 - 2 利用されない理由（戸建て）

単位：棟、機関、戸

利用されない理由	回答数 (棟数)	摘 要	
		機関数	空戸数
道路交通網の整備等による通勤可能範囲の拡大	11	9	11
建物の老朽化	12	9	12
設備の老朽化、設備内容が不便・不十分	9	5	9
近隣に民間アパート等が存在	2	1	2
職員の減少	0	0	0
その他	1	1	1
小 計	35	25	35
廃止予定のため入居停止	15	4	15
計	50 (37)	29 (18)	50 (37)

(5) 有効利用のための利用促進策の状況

職員住宅における入居資格については、平成19年度から世帯用、単身用による入居制限を撤廃したほか、臨時的な措置として、県職員以外にも特別な事情が認められる場合に貸与できる制度を活用した県関係事業の推進に係る業務に従事する公社職員や市職員への貸与など、弾力化を図る事例がみられた。

エリアごとの一元管理や部局間の相互利用の促進については、限られた保有資産を効率的に運用していくうえで有効であり、先にも述べたように、行財政改革大綱2007にも明記されているところである。

このうち、一元管理への転換については、県内を4地区に分け、エリアごとの管理主体が定められ、全体の入居状況把握や入居調整の役割を担っているが、修繕などの財産管理や入退去管理の一元化を図るものとなっておらず、相互利用の促進については、個別事案ごとに対応する程度にとどまっている。

また、利用促進を図るための職員に対しての情報提供については、各機関において、人事異動時期に文書回覧などによる周知を図っており、民間と比べ貸与料が低廉である旨の説明を行うなど職員へ入居を勧めている機関も一部にみられたが、施設設備内容に関する情報が詳細でなかったり、積極的に情報提供が行われていると言い難い面もあった。

このように、現在、有効利用のための様々な取組がなされてはいるが、必ずしも十分な成果を上げていない状況にある。その主たる要因は、先の「利用されない理由」にもあるように、通勤可能範囲の拡大により入居ニーズが減少していることや、建物の老朽化や設備水準の低さが職員に対して二の足を踏ませていることによるものではないかと思われる。

2 入退去手続等について

入退去手続については、職員が、入居しようとする職員公舎等の管理を行っている機関に申込書を提出し、書類を審査して適正と認められれば承認される。

入退去時には、財産管理の観点から管理担当職員が立ち会いすべきであるところ、立ち会いを行わず、入退去時の内部の状況を把握していない機関が3機関あった。

また、借上公舎において、選定の基準等が明確にされておらず、入居希望者に事実上の選定を任せている機関があった。

3 建物及び土地管理について

(1) 利用中の職員公舎等の点検等実施状況

建物の点検については、損傷・腐食がないか等の点検が定期的の実施されているが、その頻度については3年に1回の機関が多かったが、年数回換気等と兼ねた簡易な点

検を実施する機関もあった。

消防設備の点検については、年に1回又は2回実施されていた。

庭の草刈りについては、入居者が行うことが基本であるが、その頻度は年に2回から数回のところが多かった。しかし、中には、適切に行われておらず雑草が繁茂していたところもあった。

(2) 修繕の実施状況

修繕については、外壁の補修、畳表替えや便所・風呂釜の修繕等が実施されており、平成20年度の県全体の修繕費実績総額は約2,700万円であった。

なお、詳細調査した中で、中長期的な計画を有しているものはみられず、単年度ごとに所要経費を予算計上し、対応している状況であった。

(3) 空家・空室の管理状況

今後も継続して使用を予定している職員公舎の空家・空室については、定期的に巡回点検し、換気等を行っているが、全般的に建物自体が古く、内部の痛みや床の軋みのあるものが多くみられ、中には、畳にカビが発生している部屋もみられた。

また、敷地内に雑草が繁茂しているものもみられた。

4 貸与料の算定及び徴収について

(1) 貸与料の状況

職員公舎及び職員住宅のうち、職員公舎の貸与料については、石川県公舎管理規則（以下「管理規則」という。）により職員公舎ごとに算定されており、居住部分と駐車場に分けて算定される。居住部分については、下記の計算式により算定され、築後の年数経過に従い漸減していく仕組みになっている。駐車場については、保管場所の区分により1台当たりの額が定められている。

$$\text{貸与料の額} = \boxed{1 \text{ m}^2 \text{ 当たり基準貸与料}} \times \boxed{\text{家屋の延べ面積}} (\times \boxed{\text{施設の調整率}})$$

「1 m²当たり基準貸与料」は、地域区分、面積、構造、経過年数に応じ定められている。

「家屋の延べ面積」は、公共用の部分を除く。

「施設の調整率」は、各戸専用の給水設備、入浴設備、便所、ガスのない場合に調整する。
詳細は、付表2（33頁）を参照。

管理規則における貸与料は、国家公務員宿舎の例に準じて定められており、最近では、平成18年度に全体の増額改定が、19年度に地域区分の創設により東京都と大阪府内に設置されている職員公舎の増額改定が行われた。

なお、職員公舎の貸与料については、管理規則により、住民の生命・財産を保護す

るための非常勤務や継続的な研究実験等に従事するために職員公舎に居住しなければならない者に対し、減免することができることとされており、その適用にあたっては、各機関が内規等を定めて実施している。

また、人事課が所管する職員住宅（独身寮を含む。）の貸与料については、「石川県職員住宅貸与及び管理要綱」及び「石川県独身寮管理要綱」により国家公務員宿舎の例に準じて算定されている。

表 1 2 貸与料の状況

単位：戸

		免除	10,000円	10,001円	20,001円	30,001円	計	平均貸与料 (円/月)
			以下	～ 20,000円	～ 30,000円	以上		
県 所 有	知事部局	11	311	42	73	38	475	11,079
	教育委員会	0	31	0	0	0	31	2,782
	警察本部	29	322	153	131	6	641	11,263
	計	40	664	195	204	44	1,147	10,958
借上		0	0	12	7	1	20	18,465
計		40	664	207	211	45	1,167	11,086

(2) 貸与料の算定、徴収状況

職員公舎の貸与料算定については、前述のとおり、石川県公舎管理規則に基づき算定されているが、平成18年度に行われた改定の際の経過措置において、3機関で適用誤りがあった。

貸与料の徴収は、職員の給与から控除することにより行われており、未納はなかった。

5 存続・廃止計画について

(1) 廃止済職員公舎等

平成16年度以降に廃止された46棟、116戸の職員公舎等の処分の進捗状況についてみると、建物、土地ともに処分済みのものが20棟、27戸となっている。また、建物は解体されたが土地の処分が終わっていないものが18棟、18戸、建物の解体もなされておらず空家のままの状態となっているものも8棟、71戸あった。

(表13)

表 1 3 廃止済職員公舎等（平成 1 6 年度以降）の処分状況 単位：棟、戸

	処分済				未処分			廃止済計
	建物譲渡	建物解体 土地売却	建物解体 借地返還	小計	空家 状態	建物解 体済	小計	
知事部局	3	0	4	7	(2) 6	2	(2) 8	15
	10	0	4	14	(48) 63	2	(48) 65	79
企業局	0	0	0	0	2	0	2	2
	0	0	0	0	8	0	8	8
教育委員会	0	3	4	7	0	13	13	20
	0	3	4	7	0	13	13	20
警察本部	0	4	2	6	0	(2) 3	(2) 3	9
	0	4	2	6	0	(2) 3	(2) 3	9
計	3	7	10	20	(2) 8	(2) 18	(4) 26	46
	10	7	10	27	(48) 71	(2) 18	(50) 89	116

上欄は廃止前の棟数、下欄は廃止前の戸数。未処分欄の()は複数棟の一部廃止及び庁舎等敷地の一部で敷地が一体となっているものに係る数で内数

(2) 今後廃止予定の職員公舎等

今回の調査で、各機関が廃止を予定又は検討している職員公舎等は、52棟、119戸となっており、棟数では設置棟数の27.1%にあたり、戸数では設置戸数の10.2%にあたる。このうち、教育委員会所管の廃止予定は、12棟、12戸となっており、所管合計の38.7%にあたる。(表14)

表 1 4 今後廃止予定の職員公舎等 単位：棟、戸、%

	廃止予定				継続使用予定				計		
	棟数	割合	戸数	割合	棟数	割合	戸数	割合	棟数	戸数	
部 局 別	知事部局	(8) 34	40.0	(31) 72	14.6	51	60.0	421	85.4	85	493
	教育委員会	(6) 12	38.7	(6) 12	38.7	19	61.3	19	61.3	31	31
	警察本部	(4) 6	7.9	(22) 35	5.5	70	92.1	606	84.5	76	641
建 物 別	戸建て	(15) 46	49.5	(15) 46	49.5	47	50.5	47	50.5	93	93
	共同住宅	(3) 6	6.1	(44) 73	6.8	93	93.9	999	93.2	99	1,072
廃止予定計		(18) 52	27.1	(59) 119	10.2	140	72.9	1,046	89.8	192	1,165

予備調査後の廃止2戸を除く。廃止予定欄の()は複数棟の一部廃止及び庁舎等敷地の一部で敷地が一体となっているものに係る数で内数

予定時期別にみると、短期（3年以内）に廃止を予定・検討しているものは7棟、30戸、中期（4から7年）の廃止を予定又は検討しているものは35棟、39戸、長期（8年以上）に廃止を予定、検討又は時期が未定とするものは10棟、50戸となっている。(表15)

表 1 5 今後廃止予定職員公舎等の時期別内訳 単位：棟、戸、%

	短期	構成比	中期	構成比	長期	構成比	計
	棟数(棟)	7	13.5	35	67.3	10	
戸数(戸)	30	25.2	39	32.8	50	42.0	119

(3) 廃止済及び今後廃止予定職員公舎等の管理状況

廃止済の職員公舎等で建物解体前のものについては、出入口を閉鎖し、進入防止等の措置が行われており、今後廃止予定の職員公舎等については、全体的に建物・設備の老朽化が進んでいる状況であった。

廃止予定の職員公舎等で現在空家となっているものに対する点検等の実施状況については、定期的に行い、換気等を実施しているが、プロパンガスボンベが残されているものや、敷地内に雑草が繁茂しているものもみられた。

(4) 廃止に係る職員公舎等の土地の状況

平成16年度以降廃止済のうち未処分及び今後廃止予定の職員公舎等の土地について、処分可能と思われるもの（一体の敷地の一部等に係るものを除く。）は、31箇所、17,008平方メートルとなっている。（表16）

また、これらの土地について、別用途に活用する具体的な計画案のあるものはなかった。

表 1 6 廃止に係る職員公舎等の土地の状況

(1) 処分可能な土地の状況

単位：箇所、m²

	廃止済職員公舎等		今後廃止予定職員公舎等		計	
	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積
知事部局	5	1,784	9	7,843	14	9,627
企業局	1	795			1	795
教育委員会	6	2,415	7	2,519	13	4,934
警察本部	1	175	2	1,477	3	1,652
処分可能計	13	5,169	18	10,839	31	17,008

処分可能とした土地の箇所数及び面積については、未処分職員公舎等のうち複数棟の一部廃止に係る敷地や庁舎等敷地の一部となっている敷地（不可分敷地）以外の土地（下表中の可分敷地とあるものに係る土地）を処分可能な可処分敷地として算出

(2) 未処分公舎等の敷地の状況別内訳

単位：棟、戸

	廃止済職員公舎等		今後廃止予定職員公舎等		計	
	棟数	戸数	棟数	戸数	棟数	戸数
未処分公舎等	26	89	52	119	78	208
不可分敷地	4	50	14	55	18	105
可分敷地	22	39	38	64	60	103

第5 監査の結果及び意見

監査の結果、改善を要する事項として2機関に対し3件の指摘を行い、10機関に対し18件の注意を行い、検討が望ましい事項として1機関に対し1件の意見を述べる。

また、対象機関を特定しない共通意見として9件を併せて述べる。

具体的な指摘等の内容は、次頁以下に着眼事項別に掲載しており、指摘等の対象機関名は、4頁に掲げた「表2 監査実施対象機関及び職員公舎等」の整理番号で示した。

なお、着眼事項別の指摘及び注意については、集約して記述しているため、対象先によっては、一部該当しない表現が含まれている場合がある。

表17 部局別監査対象数（詳細調査）、指摘件数、注意件数及び意見件数

部局		個別指摘、注意及び意見								共通意見		
		総務部	健康福祉部	商工労働部	農林水産部	土木部	企業局	教育委員会	警察本部		計	
指摘の内容等												
設置職員公舎等管理機関数		6	2	-	2	2	-	8	4	23		
廃止済職員公舎等管理機関数		3 [3]	1	1	2	1 [1]	1	8 [2]	2 [2]	19 [8]		
監 査 実 施 機 関 数 計		6	3	1	4	2	1	14	4	34		
うち指摘のある機関数		2	-	-	-	-	-	-	-	2		
うち注意のある機関数		4	1	-	-	-	-	3	2	10		
うち意見のある機関数		1	-	-	-	-	-	-	-	1		
指 摘 件 数		3	-	-	-	-	-	-	-	3		
注 意 件 数		11	2	-	-	-	-	3	2	18		
意 見 件 数		1	-	-	-	-	-	-	-	1	9	
着 眼 事 項 別 内 訳	職員公舎等の 利用の状況	指摘	-	-	-	-	-	-	-	-		
		注意	-	-	-	-	-	-	-	-		
		意見	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4
	入退去手続等	指摘	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		注意	3	1	-	-	-	-	1	-	5	
		意見	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	建物及び土地管理	指摘	3	-	-	-	-	-	-	-	3	
		注意	8	-	-	-	-	-	-	2	10	
		意見	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
	貸与料の算定 及び徴収	指摘	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		注意	-	1	-	-	-	-	2	-	3	
		意見	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-
存続・廃止計画	指摘	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	注意	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	意見	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	

(注) 表中の[]は設置職員公舎等管理機関数欄と重複の機関数で内数。

1 職員公舎等の利用の状況について

(1) 監査結果の概要

県では、職員公舎等の有効活用を図るため、行財政改革大綱2007に基づく方針に沿って、職員公舎と職員住宅の区分の運用面における廃止や知事部局、教育委員会、警察本部間の相互利用の促進、県内を4地区に分けて入居状況の全体的な把握による一元管理への転換などの取組を行っている。

しかし、全体として利用率は72.2%と高くなく、利用率の低いものや利用されていないものが少なくなかった。特に、教育委員会では、45.2%と低く利用されていないものが多かった。

利用されない理由としては、道路交通網の整備等による通勤可能範囲の拡大や、建物・設備の老朽化、不十分さから、長距離通勤を選択したり、設備環境の整った近隣の民間賃貸住宅を選択する職員が増加していることなどが大きな要因であると考えられる。

また、有効利用のための取組状況についても、県では、単身用、世帯用による入居制限の撤廃や、人事異動時期の職員に対する周知等を行っているが、相互利用が個別事案ごとの対応にとどまっていたり、一元管理の管理主体が担う役割が限られたものであったり、職員に対する情報提供も施設設備の詳細な情報が不足しているなど、必ずしも十分といえない状況であった。

(2) 指摘、注意及び意見

ア 指摘 なし

イ 注意 なし

ウ 意見

① 適切な設備の維持管理による利便性の向上について

今後も必要であると判断された職員公舎等については、有効利用を促進するとともに、職員が過重な長距離通勤を選択することがないように、設備等の適切な維持管理及び台所、浴室等の施設設備の利便性の向上を図るべきであり、修繕が必要なものは早急に対応する必要がある。

〔 共 通 〕

② 入居資格の弾力的運用による相互利用の促進等について

利用率が低いものや利用されていない職員公舎等の有効利用を図るため、入居資格の弾力的な運用方策について、なお一層検討する必要がある。特に、知事部局、教育委員会、警察本部がそれぞれの所属ごとに管理している職員公舎等については、相互利用の一層の促進を図るため、個別事案ごとに対応だけでなく、利用可能な空室等の情報を相互に提供し、共有するような部局間の十分な連絡・連携体制等について検討する必要がある。

〔 共 通 〕

③ 管理主体による地区ごとの一元管理について

地区ごとに修繕や入退去を統括的に行う管理主体を定めて職員公舎等の一元管理を行うことは、効率的な活用を図るうえで有効であると考えられるが、現在の管理主体が担う役割が入居状況の全体把握や入居調整など限られたものとなっている。

職員公舎等の一層の効率的な活用を図るため、その役割の拡大についてさらに検討する必要がある。

〔 共 通 〕

④ 職員に対する情報提供について

職員公舎等の情報については、入居を希望、検討する職員が適切に判断できるよう、職員に対して周知を徹底するとともにきめ細かな情報を積極的に提供する必要がある。

〔 共 通 〕

2 入退去手続等について

(1) 監査結果の概要

入居申込みの募集・受付や審査手続きは、概ね適正であったが、一部の機関で、改善を要する事例があった。

改善を要する事例としては、入退去時の管理担当職員の立ち会いがなされていないものや、借上公舎の選定等の基準が明確にされておらず入居希望者に任せているもの、適切に使用するよう使用者を指導する必要があるものがあつた。

また、借上公舎の借上物件の選定基準等について、県としての統一的な運用ルールが明確化されていなかった。

(2) 指摘、注意及び意見

ア 指摘 なし

イ 注意

① 入退去時の手続きについて

入退去時において管理担当職員が立ち会い、状況を確認することは、職員公舎等の適正な管理に不可欠であるが、管理担当職員の立ち会いがなされていない。

借上公舎においても家主と入居者の確認のみで管理担当職員の立ち会いがない。

注意件数	3件
整理番号	2、6、7

② 借上公舎の運営について

県立大学の教員が居住するための借上公舎については、遠方地域からの招聘となる場合、ある程度の公舎を準備する必要があるが、借上公舎の借上物件選定等の基準が明確にされておらず、入居希望者に実質的な選定を任せているため、借上契約ごとに内容にばらつきが大きく、勤務地を起点として立地も広範囲に分散している。

公平性や経済性、効率性の観点から、運用の基準を明確にするとともに、既存の職員公舎等の活用も含めて、大学が責任をもって選定する必要がある。

注意件数	1件
整理番号	2

③ 入居職員の適正使用に係る指導について

入居中の職員公舎で、多くの障子が破れたままで見苦しい状態になっていると

ともに、敷地内に仮設の車庫を設置しているものがあつた。

適切な使用がなされるよう、入居職員に対し改善指導する必要がある。

注意件数	1 件
整理番号	1 4

ウ 意見

○ 借上公舎の選定等の統一的な基準の策定について

借上公舎の選定等について、統一的な運用ルールが明確にされていない。

職員公舎等について新築・建て替えを原則凍結するという方針のもとにあつては、今後、新たに借上公舎を活用する場合が増加することが想定されるため、公平性や経済性、効率性の観点から、既存の職員公舎等の状況、借上物件の立地、居住性、所要経費等を勘案した統一的な基準の策定について検討する必要がある。

〔 共 通 〕

3 建物及び土地管理について

(1) 監査結果の概要

建物や土地の管理については、消防設備の点検や実施された修繕の状況は概ね適正であつたが、外壁の傷みや設備の腐食など、一部の機関で建物の点検や空家の管理等に改善を要する事例があつた。

また、空家の維持管理が十分でないため内部の傷みが進行しているものや廃止済及び廃止予定の空家の管理が不十分なものが散見された。

(2) 指摘、注意及び意見

ア 指摘

① 建物等の損傷に係る危険防止について

ベランダ手摺りに腐食があるものや敷地境界のブロック塀の生活道路側への傾斜したものがあつた。

居住者や通行者への危険防止を図るため、早期に補修・修繕するとともに、安全の確保や維持保全の観点から、常に良好な状態を保つよう適切に点検管理する

必要がある。

（ 指摘件数 2件
整理番号 2、3(5) ）



② 空家の管理について

廃止予定の空家で、プロパンガスボンベが撤去されていないものがあつた。
安全確保の観点から、速やかに撤去する必要がある。

（ 指摘件数 1件
整理番号 2 ）



イ 注意

① 建物等の維持保全について

外壁やベランダ内壁の塗装に剥離のあるものや外周フェンスに破損したものがあつた。

維持保全の観点から、常に良好な状態を保つよう適切に点検管理する必要がある。

注意件数	2 件
整理番号	3 (6)、2 1

② 空室の管理について

共同住宅内の空室において、畳表面に広範囲にわたりカビが発生している部屋があつた。

維持保全の観点から、常に良好な状態を保つよう適切に点検管理する必要がある。

注意件数	1 件
整理番号	4

③ 庭木の管理について

庭木の枝が境界から大きくはみ出しているものがあつた。

管理責任者として、隣接地にはみ出た枝は、剪定する必要がある。

注意件数	1 件
整理番号	6

④ 駐輪場の管理について

駐輪場に以前の居住者のものと思われる老朽化の激しい自転車が多数放置されていた。

駐輪場としての使用に支障がないように、撤去処分するなど適切に管理する必要がある。

注意件数	1 件
整理番号	3 (6)

⑤ 敷地の管理について

敷地内の空地及びプロパンガスボンベ保管庫屋根に雑草が繁茂しているものがあつた。

入居職員に対し、定期的に草刈りを行うよう指導するとともに、空家・廃止済公舎にあつては管理者として定期的に草刈りを行い、適切に管理する必要がある。

注意件数	5 件
整理番号	2、3 (6)、4、6、20

ウ 意見

○ 空家の管理について

空家となっている職員公舎（廃止予定以外）の維持管理が十分でないため、建物内部が傷んでいるところが全体的にみられた。

維持保全の観点から、常に良好な状態を保つよう適切に点検管理する必要がある。

〔 共 通 〕

廃止済及び廃止予定の空家・土地について、危険物が放置されているなど管理が不十分なものが散見された。

安全確保や衛生上の観点から、建物や土地を処分するまでの間、定期的に状態を確認し、適切に管理する必要がある。

〔 共 通 〕

4 貸与料の算定及び徴収について

(1) 監査結果の概要

貸与料の算定及び徴収については、概ね適正であったが、貸与料の算定において、一部、適正を欠くものがあった。

改善を要する事例としては、貸与料の改定に伴う経過措置の適用誤りがあったものや、免除決定の手続書類が保管されていなかったものがあった。

(2) 指摘、注意及び意見

ア 指摘 なし

イ 注意

貸与料の算定において、平成18年度貸与料改定に伴う経過措置の適用誤りがあった。

貸与料の算定にあたっては、誤りのないように注意する必要がある。

注意件数	3件
整理番号	7、12、16

ウ 意見

附属経営農場東野公舎の貸与料を免除しているが、免除とすることを決定した手続書類が保管されていなかった。

免除とする根拠を示す書類を作成し、保管しておく必要がある。

意見件数	1 件
整理番号	2

5 存続・廃止計画について

(1) 監査結果の概要

職員公舎等の利用状況は、第4でみたように、利用率は全体で72.2%と高いとはいえない状況にあり、利用されていない木造戸建てや、利用率の低い共同住宅が少なくなかった。

その要因については1(1)に記載したとおりであるが、現実には843戸もの利用があることでもあり、職員公舎等については、適切な統廃合等を図りながらも、今後とも適正な戸数を確保していく必要がある。

また、通勤可能な範囲が拡大したとはいえ、過重な長距離通勤を防止するためにも、職員公舎等を確保することは職務環境を整える意味で大切なことである。

このため、継続使用する必要がある職員公舎等については、先の「1 職員公舎等の利用の状況について」で述べたように、修繕を行うなど適切に維持管理して職員の選択を促し、さらに相互利用の促進や職員への周知徹底等により有効利用を図る一方、設置の必要がなくなった職員公舎等については、速やかに廃止することが重要である。

なお、廃止済職員公舎等の処分状況をみると、建物又は土地が未処分のものが多く残っており、早期処分が進んでいるとはいえない。

(2) 指摘、注意及び意見

ア 指摘 なし

イ 注意 なし

ウ 意見

① 廃止の促進について

今後、適正数を確保しながらも、廃止を予定している職員公舎等は早急に意思決定を行い、着実かつ計画的に廃止を進めていく必要がある。

加えて、現在、廃止予定対象となっていない職員公舎等についても、入居者が

ない又は利用率の低下したものは、今後の利用見込みの状況を的確に把握したうえで存続が必要か、廃止すべきかの検討見直しを行い、継続する必要性がないと判断したものは、早期に廃止することが必要である。

〔 共 通 〕

② 廃止後の建物等処分の促進について

廃止した職員公舎等の建物及び土地については、長期間放置することは適切でなく、厳しい財政環境の中、遊休財産の早期処分に向けて、売却、解体等を計画的に進める必要がある。

〔 共 通 〕

第6 まとめ

職員公舎及び職員住宅は、事務事業の迅速・円滑な実施を確保するために、あるいは職員の福利厚生を図るために設置されてきたものであり、また、そのことにより、職員にとって職務に専念しやすい環境を確保する役割も果たしてきたところである。

しかしながら、近年の道路交通網の整備による通勤可能範囲の拡大や定数削減による職員数そのものの減少などにより、職員公舎等の需要自体に減少がみられ、また、職員公舎等建物・設備の老朽化、民間賃貸住宅の供給増加などにより、利用率の低下もみられる状況にある。

このため、今回、職員公舎等について、資産の有効利用や適正管理、遊休資産の適正処分などの観点から、監査を実施した。

県では、行財政改革大綱2007の中で「職員住宅・公舎の効率的管理運営」を掲げ、資産を有効に利用していくための取組を進めているところであるが、今回の監査の結果を総括すると、次のような問題点がみられた。

建物及び設備が老朽化している職員公舎等が多数あり、その相当数が利用されていなかった。

老朽化した職員公舎等で、今後も継続活用を予定されていながら、維持管理が十分でないものがみられ、また、今後の入居見通しが不明にもかかわらず、廃止・処分に向けた取組が進んでいないものもみられた。

有効利用を図るためには、相互利用の促進、入居資格の弾力運用、職員への適切な情報提供なども必要であるが、これらについてはまだまだ十分な実施状況に至っていないとはいえない状況にある。

こうした諸問題の改善を促すため、今回の監査では、第5にあるとおり、

- ・建物や設備の改善を含めた適切な管理運営に努めること
- ・相互利用をなお一層推進すること
- ・今後さらに利用の減少が見込まれるもの、さらには利用が見込まれないものについては、統合、廃止の意思決定を速やかに行い、廃止するものについてはその処分を促進すること

などを述べたところである。

利用率の低下がみられるとはいえ、職員公舎等は、現時点で843戸もの利用がなされているところであり、それらは、今も、冒頭に述べたような機能・役割を果たしている貴重な資産である。

所要の統廃合を進め、適切に修繕や居住性の向上を図ることなどにより、利用を促し、利用率を高めれば、期待される機能・役割を十分に果たすことになるとともに、公舎等貸与料の収入の増や住居手当支給の減にもつながり、修繕費や管理費の回収にも資することとなる。

職員公舎等が県民全体の財産であることをよく認識しながら、今回の監査で指摘等を行ったことを真摯に受け止めて、適切に対応されることにより、職員公舎等が適切に配置される中で、その機能・役割を十分に果たしていくよう強く望むものである。

付表1 職員公舎等一覧

No	機 関 名	職員公舎等名	設置		廃止	
			棟	戸	棟	戸
1	看護大学	学長公舎1(1)、看護大学公舎1(10)	2	11		
2	県立大学	学長公舎1(1)、本多町公舎2(2)、 中林公舎5(5)、栗田公舎8(8)、 東野公舎6(6)、借上公舎12(12)	34	34		
3	人事課 (中能登総合事務所) (奥能登総合事務所)	米泉第2～4職員住宅3(72)、 米泉第2独身寮1(30) 〔廃止:米泉独身寮1(24)、 米泉第1職員住宅1(24)〕	4	102		2 48
		七尾第1職員住宅1(8)、 七尾第2職員住宅1(12)	2	20		
		穴水職員住宅1(16)、輪島職員住宅1(18)、 珠洲第1職員住宅1(42)、 珠洲第2職員住宅1(12)	4	88		
4	東京事務所	石川県東京事務所職員公舎1(23)	1	23		
5	管財課	寺町公舎6(6)、泉野公舎A1(12)、 泉野公舎B1(9)、本多町公舎2(24)、 花里公舎1(17)、城南公舎1(18)、 尾山寮1(10) 〔廃止:泉野公舎C1(12)〕	13	96		1 12
		七尾職員公舎(A)1(12)、七尾職員公舎 (B)1(14) 〔廃止:能登中部保健福祉センター所長 公舎1(1)〕	2	26		1 1
7	奥能登総合事務所	輪島第二職員住宅1(17)、 輪島第三職員住宅1(8)、 能登北部保健福祉センター所長公舎1(1) 〔廃止:加賀地域センター所長公舎1(1)〕	3	26		
8	南加賀保健福祉センター	〔廃止:加賀地域センター所長公舎1(1)〕			1	1
9	精育園	職員宿舎1(4)、職員公舎1(9)	2	13		
10	中央病院	医師住宅(吉田ハイツ)1(3)	1	3		
11	高松病院	医師公舎1(1)、 看護職員宿舎(若草寮)1(24)	2	25		
12	大阪事務所	大阪事務所職員公舎5(5)	5	5		
13	九谷焼技術研修所	〔廃止:九谷焼技術研修所公舎1(1)〕			1	1
14	能登産業技術専門校	〔廃止:校長公舎1(1)、職員公舎2(2)〕			3	3
15	奥能登農林総合事務所	〔廃止:珠洲農林総合事務所所長公舎1(1)〕			1	1
16	畜産総合センター	能登畜産センター公舎5(5)	5	5		
17	水産課	能登島職員住宅1(8)	1	8		
18	水産総合センター	〔廃止:水産総合センター公舎2(2)〕			2	2
19	中能登土木総合事務所	中能登土木総合事務所所長公舎1(1)	1	1		
20	奥能登土木総合事務所	奥能登土木総合事務所所長公舎1(1)、 珠洲土木事務所所長公舎1(1)、 職員公舎1(5) 〔廃止:八ヶ川ダム建設事務所宿舎1(3)、 八ヶ川ダム建設事務所合宿所1(6)〕	3	7		2 9
		〔廃止:九谷ダム建設事務所職員公舎1(1)〕			1	1
21	九谷ダム建設事務所	〔廃止:九谷ダム建設事務所職員公舎1(1)〕			1	1
22	企業局	〔廃止:本多町公舎2(8)〕			2	8
23	庶務課	教育委員会職員公舎1(1) 〔廃止:教育委員会職員公舎1(1)〕	1	1		1 1
		〔廃止:教育委員会職員公舎1(1)〕			1	1
24	津幡高等学校	津幡高校教職員公舎1(1)	1	1		

No	機 関 名	職 員 公 舎 等 名	設 置		廃 止	
			棟	戸	棟	戸
25	羽咋高等学校	羽咋高校教職員公舎1(1)	1	1		
26	羽咋工業高等学校	羽咋工業高校教職員公舎4(4)	4	4		
27	高浜高等学校	高浜高校教職員公舎1(1)	1	1		
28	鹿西高等学校	鹿西高校教職員公舎2(2)	2	2		
29	七尾東雲高等学校	七尾東雲高校教職員公舎5(5)	5	5		
30	七尾高等学校	七尾高校教職員公舎1(1)	1	1		
31	中島高等学校	〔廃止:中島高校教職員公舎1(1)〕			1	1
32	富来高等学校	富来高校教職員公舎1(1)	1	1		
33	穴水高等学校	穴水高校教職員公舎3(3)	3	3		
34	門前高等学校	門前高校教職員公舎1(1) 〔廃止:門前高校教職員公舎4(4)〕	1	1		
35	能都北辰高等学校	〔廃止:能都北辰高校教職員公舎2(2) 能都北辰高校小木分校教職員公舎3(3)〕			5	5
36	能登青翔高等学校	能登青翔高校校長校舎1(1) 〔廃止:能登青翔高校教職員校舎4(4)〕	1	1		
37	輪島高等学校	輪島高校校長公舎1(1)、教職員公舎2(2) 〔廃止:教職員公舎1(1)〕	3	3		
38	輪島実業高等学校	輪島実業高校教職員公舎3(3)	3	3		
39	珠洲実業高等学校	珠洲実業高校教職員公舎1(1) 〔廃止:珠洲実業高校教職員公舎3(3)〕	1	1		
40	飯田高等学校	〔廃止:飯田高校教職員公舎1(1)〕			1	1
41	羽松高等学校	羽松高校教職員公舎1(1)	1	1		
42	七尾城北高等学校	七尾城北高校教職員公舎1(1)	1	1		
43	会計課	警察学校教頭宿舎1(1)、 警務部長公舎1(1)、野田独身寮1(16)、 岸川町職員宿舎1(12)、若竹寮1(22)、 錦荘4(48)、ひがし荘1(16)、 さいせい荘1(24)、あさひ荘1(24)、 緑が丘職員共同宿舎1(8)、 米泉待機宿舎3(24)、花里独身寮1(28)、 栗崎待機宿舎2(24)、城南待機宿舎1(12)、 金沢中警察署署長公舎1(1) 〔廃止:警備部長公舎1(1) 刑事部長公舎1(1) 金沢西警察署署長公舎1(1)〕	21	261		
44	大聖寺警察署	大聖寺警察署署長公舎1(1)、 片山津職員共同宿舎1(7)、 警察官待機宿舎(本町)1(12)、 山代職員共同宿舎1(8)、 警察官待機宿舎(聖南荘)1(8)、 山中職員共同宿舎(山中荘)1(8)、 警察官待機宿舎(聖和荘)1(12)、 警察官待機宿舎(岡町)1(14)	8	70		
45	小松警察署	小松警察署署長公舎1(1)、 職員共同宿舎(浮城町)1(12)、 警察官待機宿舎(浮城町)1(12)、 粟津温泉職員共同宿舎1(8) 〔廃止:小松警察署次長公舎1(1)、 小松警察署職員公舎7号1(1)〕	4	33		
					2	2

No	機 関 名	職 員 公 舎 等 名	設 置		廃 止	
			棟	戸	棟	戸
46	寺井警察署	寺井警察署署長公舎1(1)、 職員共同宿舎(第一九谷荘)1(12)、 職員共同宿舎(第二九谷荘)1(24) 〔廃止:寺井警察署次長公舎1(1)〕	3	37		
47	松任警察署	松任警察署署長公舎1(1)、 松任警察署次長公舎1(1)、 美川交番(所長公舎)1(1)、松和荘1(24)	4	27		
48	鶴来警察署	鶴来警察署署長公舎1(1) 鶴来警察署次長公舎1(1) 鶴来警察署職員公舎1号1(1) 職員共同宿舎(鶴の和荘)1(12)	4	15		
49	津幡警察署	津幡警察署署長公舎1(1) 高松交番(所長公舎)1(1) 警察官待機宿舎(はまなす荘)1(12) 警察官待機宿舎(つつじ荘)1(16) 〔廃止:津幡警察署職員公舎11号1(1)〕	4	30		
50	羽咋警察署	羽咋警察署署長公舎1(1)、 羽咋警察署次長公舎1(1) 羽咋警察署職員公舎9号1(1) 富来交番宿舎1(2)、高浜交番宿舎1(3)、 職員共同宿舎(若草荘)1(12)、 はくゆう荘1(16) 〔廃止:羽咋警察署職員公舎14号1(1) 羽咋警察署職員公舎15号1(1)〕	7	36		
51	七尾警察署	七尾警察署署長公舎1(1) 職員共同宿舎(清和荘)1(12) 警察官待機宿舎(山王荘)1(12) 職員待機宿舎(レジデンス藤橋)1(16)	4	41		
52	穴水警察署	穴水警察署署長公舎1(1)、 穴水警察署次長公舎1(1)、 門前交番宿舎1(2)、上野台荘1(12)、 穴水警察署待機宿舎(おおまち荘)1(8)	5	24		
53	輪島警察署	輪島警察署署長公舎1(1)、 輪島警察署職員公舎1号1(1)、 輪島警察署職員公舎2号1(1)、 輪島警察署職員共同宿舎1(12)、 輪島警察署職員共同宿舎(ハビネス杉平)1(10)	5	25		
54	能登警察署	能登警察署署長公舎1(1) 能登警察署次長公舎1(1) 能登旭荘1(12) 能登警察署警察官待機宿舎(天保島荘)1(6)	4	20		
55	珠洲警察署	出田職員共同宿舎1(12) 警察官待機宿舎A棟(吾妻荘)1(8) 警察官待機宿舎B棟(吾妻荘)1(2)	3	22		
計	55 機関		192	1165	46	116

機関名欄の()は管理の一部を依頼している依頼先。職員公舎等名欄の数は棟数、()数は戸数。
〔 〕はH16年度以降に廃止された職員公舎等。

付表2 貸与料の算定

1 1㎡当たり基準貸与料の額

		特別区					旧甲地					その他の地域				
		55㎡未満	55～70	70～80	80～100	100㎡以上	55㎡未満	55～70	70～80	80～100	100㎡以上	55㎡未満	55～70	70～80	80～100	100㎡以上
木造	5年未満	536	623	934	1035	1206	398	483	621	720	885	330	414	508	605	769
	5～10	426	487	777	849	973	291	350	468	538	657	224	282	357	426	543
	10～15	359	407	684	738	831	226	273	377	431	520	161	207	268	320	409
	15～20	320	358	628	671	747	188	225	324	366	439	124	161	216	257	329
	20～25	272	294	551	580	623	143	165	251	281	322	82	103	147	176	217
	25～30	242	261	505	517	561	114	133	208	221	263	54	73	105	119	160
	30年以上	192	225	460	464	492	107	109	165	170	198	47	50	65	71	98
組積造 (煉瓦造、石造、コンクリートブロック造)	5年未満	536	623	934	1035	1206	398	483	621	720	885	330	414	508	605	769
	5～10	463	532	830	912	1051	325	393	519	598	731	258	325	406	484	616
	10～15	403	460	746	811	923	267	322	436	500	606	200	255	325	387	493
	15～20	362	410	689	743	838	227	273	380	433	523	162	207	270	321	411
	20～25	333	374	646	693	775	199	238	338	385	462	134	172	229	274	350
	25～30	317	354	623	666	740	183	218	316	357	427	118	152	206	246	315
	30～35	296	328	595	633	697	162	194	288	325	385	98	128	179	215	274
鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造	5年未満	536	623	934	1035	1206	398	483	621	720	885	330	414	508	605	769
	5～10	482	556	857	944	1091	344	416	544	629	770	276	347	431	514	654
	10～15	439	504	797	872	1000	301	364	484	557	679	233	295	371	442	563
	15～20	405	463	750	816	929	267	323	437	501	608	199	254	324	386	492
	20～25	379	430	713	772	873	241	290	400	457	552	173	221	287	342	436
	25～30	359	405	684	738	830	221	265	371	423	509	153	196	258	308	393
	30～35	342	385	661	711	796	204	245	348	396	475	136	176	235	281	359
	35～40	330	370	643	690	769	192	230	330	375	448	124	161	217	260	332
	40～45	320	358	629	673	748	182	218	316	358	427	114	149	203	243	311
	45～50	314	351	621	664	736	176	211	308	349	415	108	142	195	234	299
50年以上	285	314	579	614	673	147	174	266	299	352	79	105	153	184	236	

2 施設の差異等による調整

有料公舎が、次の各号の一に該当する場合には、基準貸与料の額に百分の九十（次の各号の二以上に該当するときは、該当する号の数に百分の十を乗じて得た額を百分の百から控除した数）（その数が百分の七十を下回るときは百分の七十とする。）を乗じて調整を加える。

- 一 応急仮設の建物であるため公舎としての効用が著しく劣っているとき。
- 二 居住の用以外の用に供する目的で建築された建物の模様替え又は転用の方法により設置されたものであるとき。
- 三 各戸専用の給水設備が設けられていないとき。
- 四 各戸専用の入浴設備が設けられていないとき。
- 五 各戸専用の便所が設けられていないとき。
- 六 各戸専用のガス設備が設けられていないとき。

3 公用部分による調整

$$\boxed{\text{延べ面積}} - \boxed{\text{公用に供する部分の面積}}$$

4 延べ面積が著しく大きいものの調整

$$100\text{㎡を超えるととき} \dots \boxed{\text{延べ面積}} - \boxed{(\text{延べ面積} - 100)} \times 1/2$$

付表3 部局別・構造別の利用状況

単位：棟、戸、%

		木造				非木造			
		棟数	設置戸数	利用戸数	利用率	棟数	設置戸数	利用戸数	利用率
知事 部 局	総務部	30	30	19	63.3	23	384	285	74.2
	健康福祉部	2	10	7	70.0	2	28	11	39.3
	商工労働部	2	2	0	-		0	0	-
	農林水産部	5	5	5	100.0	1	8	7	87.5
	土木部	4	8	7	87.5		0	0	-
	小計	43	55	38	69.1	26	420	303	72.1
教育委員会		31	31	14	45.2	0	0	0	-
警察本部		23	23	17	73.9	53	618	451	73.0
計		97	109	69	63.3	79	1,038	754	72.6

		借上公舎				計			
		棟数	設置戸数	利用戸数	利用率	棟数	設置戸数	利用戸数	利用率
知事 部 局	総務部	12	12	12	100.0	65	426	316	74.2
	健康福祉部	1	3	3	100.0	5	41	21	51.2
	商工労働部	5	5	5	100.0	7	7	5	71.4
	農林水産部	0	0	0	-	6	13	12	92.3
	土木部	0	0	0	-	4	8	7	87.5
	小計	18	20	20	100.0	87	495	361	72.9
教育委員会		0	0	0	-	31	31	14	45.2
警察本部		0	0	0	-	76	641	468	73.0
計		18	20	20	100.0	194	1,167	843	72.2

付表4 部局別・建築年代別の利用状況（借上公舎を除く。）

単位：棟、戸、%

	知事部局				教育委員会			
	棟数	設置戸数	利用戸数	利用率	棟数	設置戸数	利用戸数	利用率
S40年度以前	6	36	28	77.8	2	2	1	50.0
S41～50年度	31	155	95	61.3	29	29	13	44.8
S51～60年度	12	81	55	67.9	0	0	0	-
S61～H7年度	15	159	128	80.5	0	0	0	-
H8年度以降	5	44	35	79.5	0	0	0	-
計	69	475	341	71.8	31	31	14	45.2

	警察本部				計			
	棟数	設置戸数	利用戸数	利用率	棟数	設置戸数	利用戸数	利用率
S40年度以前	2	17	3	17.6	10	55	32	58.2
S41～50年度	16	179	95	53.1	76	363	203	55.9
S51～60年度	33	220	161	73.2	45	301	216	71.8
S61～H7年度	15	133	126	94.7	30	292	254	87.0
H8年度以降	10	92	83	90.2	15	136	118	86.8
計	76	641	468	73.0	176	1,147	823	71.8

付表5 専有（住居）面積別・建築年代別戸数（借上公舎を除く。） 単位：戸

	40㎡未満	40～50	50～60	60～70	70～80	80～100	100㎡以上	計
S40年度以前	37	13	0	4	1	0	0	55
S41～50年度	54	230	37	33	0	9	0	363
S51～60年度	24	41	91	83	52	3	7	301
S61～H7年度	109	16	1	8	119	30	9	292
H8年度以降	9	20	8	10	82	4	3	136
計	233	320	137	138	254	46	19	1,147

付表6 借上公舎使用料の状況（1戸当たり月額） 単位：戸、㎡、円

借上戸数	専用平均面積	借上料（家賃）			貸与料			平均の差額
		最高	最低	平均	最高	最低	平均	
15	63.30	68,000	42,000	60,333	39,023	10,595	18,705	41,628

借上料は県が支払う家賃（共益費、駐車場使用料は入居者が実費負担。）。大阪事務所を除く。

付表7 借上公舎と住居手当の比較（1戸当たり月額） 単位：円

借上公舎			職員が直接賃貸			県実質負担の差（A-B）
家賃（県支払）	職員実質負担（貸与料）	県実質負担（A）	家賃（職員支払）	職員実質負担	県実質負担（住居手当）（B）	
60,333	18,705	41,628	60,333	33,533	26,800	14,828

付表6に係る15戸と同条件として借上公舎と職員が直接借りた場合を算出して平均を比較。

付表8 県所有公舎の県実質負担額（試算）

	工事費		設計委託	管理費	償還利子	支出計	貸与料	県実質負担
総額（千円）	建築 解体	364,608 27,346	10,938	77,151	49,769	530,632	141,103	389,529
1戸当たり月額（円）		37,980	1,225	8,037	5,184	55,274	14,698	40,576

注）設定条件は次のとおりとした。ただし、修繕費を含まない。

建築内容は鉄筋コンクリート造、1戸当たり63.3㎡、20戸分、居住以外部分20%。
建築単価24万円/㎡。解体費は18千円/㎡。設計委託は工事費の3%。管理費は事務費年0.15%+保険料年0.015%+県有資産所在市町村交付金。建築費は起債活用し、利率1.3%、償還20年（元金均等）。使用期間40年。貸与料は入居率90%分。

付表9 県所有公舎入居と民間賃貸住宅入居による県実質負担額比較（1戸当たり月額）

県所有公舎入居	民間賃貸住宅入居			県実質負担の差（A+B）
貸与料（県収入）（A）	家賃月額	職員実質負担	県実質負担（住居手当）（B）	
11,877	60,000	32,000	28,000	39,877

貸与料は継続使用予定の県所有職員公舎（共同住宅）の平均。民間賃貸住宅の家賃月額は、当該平均貸与料と同額の職員公舎（築後25～29年、専有面積60.6㎡）と同程度のものの概算額。県実質負担の差は、県所有公舎入居者が、民間賃貸住宅入居に転居し、県所有公舎に空家が生じた場合の県負担額の増分。

平成 2 1 年度行政監査報告書

平成 2 2 年 3 月 発行

石川県監査委員（監査委員事務局監査第三課）

〒 920-8580 石川県金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

直通電話 076-225-1863

F A X 076-225-1864

<http://www.pref.ishikawa.jp/kansa/index.html>

メールアドレス kansa@pref.ishikawa.lg.jp